諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和６年６月１３日（令和６年（行情）諮問第６９２号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７２５号）
事件名：行政文書ファイル「平成１７年度決定４」につづられた文書の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の２に掲げる２１文書（以下、順に「文書１」ないし「文書２１」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和６年３月６日付け防官文第４５２６号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（２）及び（３）（略）

（４）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書が存在しないか念のため確認を求める。

（５）（略）

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、「行政文書開示決定通知書（平成１７年５月３１日付け防官文第４４０４号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第１７１１号。平成１７年１０月

１７日）」のみ。）」（以下「先行開示文書」という。）及び本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成３１年３月２９日付け防官文第６４９５号により、先行開示文書について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和６年３月６日付け防官文第４５２６号により、本件対象文書について、法５条１号、３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

２　法５条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法５条１号、３号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とした。

３　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法５条該当性を十分に検討した結果、上記２のとおり、本件対象文書の一部が同条１号、３号及び６号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

（２）及び（３）（略）

（４）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、先行開示文書及び本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（５）（略）

（６）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和６年６月１３日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同月２８日　　審議
④　令和８年１０月２３日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、先行開示文書及び本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、３号及び６号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア　本件開示請求は、行政文書ファイル「平成１７年度決定４」（以下「本件ファイル」という。）につづられた文書の開示を求めるものであったことから、開示請求時（平成３１年１月）に本件ファイルにつづられていた先行開示文書及び本件対象文書を特定した。

イ　本件対象文書は、大臣官房文書課公文書監理室（以下「公文書監理室」という。）において保有しているものである。

ウ　本件ファイルには先行開示文書及び本件対象文書がつづられていることを確認したが、その他につづられている文書はなかった。

エ　本件審査請求を受け、再度、公文書監理室の書棚及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

（２）これを検討するに、本件対象文書は、本件開示請求文言を踏まえて、開示請求時に本件ファイルにつづられていた文書を特定したものであり、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記（１）アないしウ及び上記第３の３（４）の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

また、諮問庁が説明する上記（１）エの探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、原処分において本件対象文書を特定したことは妥当である。

３　不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第３の２において、別表の内容に沿う説明をするので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

なお、本件対象文書の名称について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、各異議申立てに係る原議書の件名欄の表記を用いている旨説明するので、これを前提とする。

（１）別表の番号１に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、開示請求者や異議申立人の氏名、住所、郵便番

号、年齢、印影及び電話番号並びに特定の個人の氏名及び肩書等が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はなく、法５条１号に該当し、不開示としたことは妥当である。

（２）別表の番号２に掲げる不開示部分について

ア　標記不開示部分には、防衛省において作成された文書に係る起案者、決裁者及び担当者の氏名、印影及び職名等が記載されていると認められる。

イ　当該不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分については、これを公にすると、本件においては、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ　そこで検討するに、当該不開示部分を公にすると、特定の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記イの諮問庁の説明は、否定することまではできない。そうすると、当該不開示部分は、法５条６号柱書きに該当し、同条１号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（３）別表の番号３に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の特定部署の内線番号が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法５条６号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（４）別表の番号４に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、海上における警備行動に関する部隊の採るべき措置標準が具体的に記載されていると認められる。

これを検討するに、当該不開示部分は、これを公にすることにより、特定の状況における具体的対処要領等が明らかとなり、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法５条３号に該当し、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、３号及び６号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条１号、３号及び６号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　中里智美、委員　木村琢麿、委員　中村真由美

別紙

１　本件請求文書

裏面（略）の行政文書ファイル（連番２１～３０）に綴られた文書の全て。

「平成１７年度決定４」

２　本件対象文書

文書１　行政文書不開示決定通知書（平成１５年２月２０日付け防官文第１１４９号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書２　行政文書開示決定通知書（平成１７年３月７日防官文第１５８２号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書３　行政文書開示決定通知書平成１４年１２月６日付け防官文第１００３２号による開示決定に係る異議申立てについて

文書４　行政文書開示決定通知書平成１４年１０月１８日付け防官文第８８３０号による開示決定に係る異議申立てについて

文書５　行政文書開示決定通知書（防官文第４０５９号。平成１６年４月２１日）による一部開示決定に係る異議申立てについて

文書６　行政文書開示決定通知書（防官文第７２２３号。平成１５年８月２７日）による一部開示決定に係る異議申立てについて

文書７　行政文書開示決定通知書（防官文第７２２０号。平成１５年８月２７日）による一部開示決定に係る異議申立てについて

文書８　行政文書開示決定通知書（平成１７年３月７日防官文第１５８９号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書９　行政文書開示決定通知書（平成１７年４月１８日防官文第３２３７号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書１０　行政文書開示決定通知書（平成１７年５月３１日付け防官文第４４０４号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて（「答申書の交付について（府情個第１７１１号。平成１７年１０月１７日）」を除く。）

文書１１　行政文書開示決定通知書による部分開示決定に係る異議申立てについて

文書１２　行政文書開示決定通知書（防官文第２２１８号。平成１６年３月１５日）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書１３　行政文書開示決定通知書（防官文第２２１９号。平成１６年３月１５日）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書１４　行政文書開示決定通知書（防官文第４６６０号。平成１６年５月１４日）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書１５　行政文書開示決定通知書（平成１７年５月２５日防官文第４２３７号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

文書１６　行政文書開示決定通知書（平成１５年７月３１日防官文第６５５７号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書１７　行政文書開示決定通知書（防官文第１８３６号。平成１６年３月４日）による一部開示決定に係る異議申立てについて

文書１８　行政文書不開示決定通知書（平成１４年１２月２６日付け防官文第１０５８７号、平成１５年２月１９日付け防官文第１１４０号、第１１４１号、第１１４２号、第１１４３号及び１１４４号）による不開示決定処分に係る異議申立てについて

文書１９　行政文書開示決定通知書（防官文第３９３０号。平成１５年４月２１日）による一部開示決定処分に係る異議申し立てについて

文書２０　行政文書開示決定通知書（平成１５年６月２０日防官文第５４０５号）による開示決定処分に係る異議申立てについて

文書２１　行政文書開示決定通知書（平成１５年４月３０日防官文第４１４７号）による一部開示決定処分に係る異議申立てについて

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書１	１枚目、２枚目、１３枚目、１６枚目及び２３枚目のそれぞれ一部（１３枚目の印影を除く。）	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法５条１号に該当するため不開示とした。
	文書２	１枚目、２枚目、１２枚目、２０枚目及び２１枚目のそれぞれ一部	
	文書３	１枚目、２枚目、１３枚目、１５枚目及び２３枚目ないし２５枚目のそれぞれ一部	
	文書４	１枚目、２枚目、２０枚目、２３枚目、３４枚目及び３５枚目のそれぞれ一部（２０枚目の印影を除く。）	
	文書５	３枚目、６枚目、１３枚目、４１枚目及び４２枚目のそれぞれ一部	
	文書６	１枚目、２枚目、１２枚目、１５枚目及び２０枚目のそれぞれ一部（１２枚目の印影を除く。）	
	文書７	１枚目、２枚目、１１枚目、１４枚目及び１９枚目のそれぞれ一部（１１枚目の印影を除く。）	
	文書８	１枚目、２枚目、１	

		１枚目、１８枚目及び２０枚目のそれぞれ一部（２０枚目の印影を除く。）	
	文書９	１枚目、２枚目、１０枚目、１６枚目、２４枚目及び２５枚目のそれぞれ一部（１０枚目の印影を除く。）	
	文書１０	１枚目、２枚目、５枚目、９枚目、１６枚目及び１８枚目ないし２０枚目のそれぞれ一部	
	文書１１	１枚目、２枚目、１１枚目、１３枚目及び２０枚目のそれぞれ一部（１１枚目及び１３枚目の印影を除く。）	
	文書１２	１枚目、２枚目、１４枚目、１７枚目及び２４枚目のそれぞれ一部	
	文書１３	１枚目、２枚目、１４枚目、１７枚目及び２５枚目のそれぞれ一部	
	文書１４	１枚目、２枚目、１２枚目、１４枚目及び２１枚目のそれぞれ一部	
	文書１５	１枚目、２枚目、１２枚目、７２枚目及び７３枚目のそれぞれ一部（７２枚目の	

		印影を除く。）	
	文書１６	１枚目、２枚目、１３枚目、１６枚目及び２４枚目のそれぞれ一部（１３枚目の印影を除く。）	
	文書１７	１枚目、２枚目、４０枚目、７６枚目及び７７枚目のそれぞれ一部	
	文書１８	１枚目、２枚目、９枚目、１０枚目、１７枚目、１８枚目、２６枚目、２７枚目、３４枚目、３５枚目、４３枚目、４４枚目、５４枚目、６１枚目、６４枚目、７１枚目、７４枚目、８２枚目、８５枚目、９２枚目、９５枚目、１０３枚目、１０６枚目、１１３枚目、１１６枚目、１１８枚目、１２０枚目、１２２枚目、１２４枚目及び１２６枚目のそれぞれ一部	
	文書１９	１枚目、２枚目、１７枚目、２８枚目及び３１枚目のそれぞれ一部	
	文書２０	１枚目、２枚目、１１枚目、１８枚目及び１９枚目のそれぞれ一部	

	文書２１	１枚目、２枚目、１１枚目、１８枚目及び１９枚目のそれぞれ一部	
２	文書１	１１枚目、１２枚目、１４枚目、１５枚目及び２５枚目のそれぞれ一部（１１枚目の内線番号を除く。）	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条１号及び６号柱書きに該当するため不開示とした。
		１３枚目の印影	
	文書２	１０枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書３	１１枚目、１２枚目及び１４枚目のそれぞれ一部（１１枚目の内線番号を除く。）	
	文書４	１９枚目の一部（内線番号を除く。）	
		２０枚目の印影	
	文書５	１枚目及び２枚目のそれぞれ一部（１枚目の内線番号を除く。）	
	文書６	１１枚目の一部（内線番号を除く。）	
		１２枚目の印影	
	文書７	１０枚目の一部（内線番号を除く。）	
		１１枚目の印影	
	文書８	１０枚目、１２枚目及び２１枚目のそれぞれ一部（１０枚目の内線番号を除く。）	
		２０枚目の印影	

	文書９	８枚目及び９枚目のそれぞれ一部（８枚目の内線番号を除く。）	
		１０枚目の印影	
	文書１０	７枚目の一部（内線番号を除く。）	
	文書１１	１０枚目及び２２枚目のそれぞれ一部(内線番号を除く。）	
		１１枚目及び１３枚目のそれぞれ印影	
	文書１２	１２枚目及び１３枚目のそれぞれ一部（１２枚目の内線番号を除く。）	
	文書１３	１２枚目及び１３枚目のそれぞれ一部（１２枚目の内線番号を除く。）	
	文書１４	１０枚目及び１１枚目のそれぞれ一部（１０枚目の内線番号を除く。）	
	文書１５	１１枚目の一部（内線番号を除く。）	
		７２枚目の印影	
	文書１６	１１枚目、１２枚目及び２３枚目のそれぞれ一部（１１枚目の内線番号を除く。）	
		１３枚目の印影	
	文書１７	３８枚目及び３９枚目のそれぞれ一部（３８枚目の内線番号を除く。）	

	文書１８	５１枚目及び５２枚目のそれぞれ一部（５１枚目の内線番号を除く。）	
	文書１９	１５枚目及び１６枚目のそれぞれ一部（１５枚目の内線番号を除く。）	
	文書２０	９枚目及び１０枚目のそれぞれ一部（９枚目の内線番号を除く。）	
	文書２１	９枚目及び１０枚目のそれぞれ一部（９枚目の内線番号を除く。）	
3	文書１	１１枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書２	１０枚目の内線番号	
	文書３	１１枚目の内線番号	
	文書４	１９枚目の内線番号	
	文書５	１枚目の内線番号	
	文書６	１１枚目の内線番号	
	文書７	１０枚目の内線番号	
	文書８	１０枚目の内線番号	
	文書９	８枚目の内線番号	
	文書１０	７枚目の内線番号	
	文書１１	１０枚目及び２２枚目のそれぞれ内線番号	
	文書１２	１２枚目の内線番号	
	文書１３	１２枚目の内線番号	
	文書１４	１０枚目の内線番号	
	文書１５	１１枚目の内線番号	
	文書１６	１１枚目の内線番号	
	文書１７	３８枚目の内線番号	
	文書１８	５１枚目の内線番号	
	文書１９	１５枚目の内線番号	

	文書２０	９枚目の内線番号	
	文書２１	９枚目の内線番号	
４	文書４	３９枚目及び４１枚目のそれぞれ一部	自衛隊の運用に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

※　文書１０の枚数は、平成３１年３月２９日付け防官文第６４９５号で決定した「答申書の交付について（府情個第１７１１号。平成１７年１０月１７日）」を除いたものを記載している。